

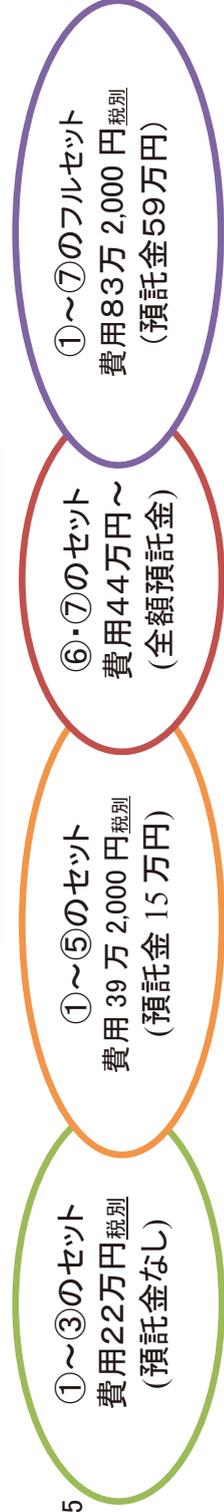
支援契約の種類・内容と費用

項目	内容	金額
①利用会員契約	生活プラン作りのアドバイス、医療指示書の保管、見守り活動、生活支援	20万円(初回のみ) (+消費税)
②利用会員会費	年会費(初回は月割り)	1.2万円(毎年)
③身元保証	福祉施設入居、入院時の身元保証	死後清算
④任意後見契約	あらかじめ自分の後見人を決めておく	3万円(初回のみ) (+消費税)
⑤任意後見監督人 選任申立費用	判断力が不十分(認知症等)になったとき 家裁への申し立てに必要な費用	15万円(預託金)
⑥万一の時の事務	医療指示支援、死亡時対応、居室の返還、費用の支払い、身柄の引き取り等	14万円(預託金)
⑦葬送支援	僧侶の読経をしない葬儀の場合	30万円(預託金)



- ※ 契約は終身続きます。解約をされた時には預託金をお返しします。
- ※① 生活支援は、人件費として移動時間1時間当たり2,000円(+消費税)土日祝日及び20時~8時は4,000円(+消費税)をいただきます。交通費は実費。
- ※③ 身元保証の費用は死後清算(解約時精算)とします。
金額は、1年以内10万円、2年以内20万円、2年超30万円(+消費税)
- ※④・⑤ 既に任意後見契約を結ばれている方や被後見人の方は不要です。
- ※⑥ 死亡時に身柄の引取をされる親族のいない方はこの契約が必要となります。
- ※⑦ 僧侶による読経を希望される方は、41万7000円~の葬儀費用預託金が必要となります。
- ※ 連帯保証のともなう身元保証の場合は、別途預託金が必要となります。

必要な支援の組み合わせ



成年後見制度とは

成年後見制度(せいねんこうけんせいど)とは、家庭裁判所が関与して、判断能力が十分でない方の権利を守り保護するための制度です。

成年後見制度には法定(ほうてい)後見と任意(にんい)後見の2種類があります。

「法定後見」には三つのタイプがあります。

- (a) 後見(こうけん)
本人の判断能力がまったくない状況。援助者として成年後見人が家庭裁判所より選任されます。
- (b) 保佐(ほさ)
本人の判断能力が特に不十分な状況。援助者として保佐人が家庭裁判所より選任されます。
- (c) 補助(ほじょ)
本人の判断能力が不十分な状況。援助者として補助人が家庭裁判所より選任されます。

「任意後見とは」
本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従い、判断能力が不十分になった時に、任意後見人が家庭裁判所より選任されます。任意後見人が本人の権利保護を行います。

【名古屋成年後見センターの実績】

2008年3月愛知県より認証
法定後見受任者数: 後見18人、保佐4人、
補助1人(認知症、知的障がい、精神障がい)
任意後見契約受任者数: 9名、支援契約者数: 15名

※2013年10月末現在(延べ人数)